

岩手県監査委員告示第13号

監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第2号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年3月30日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 佐々木 大和
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1(1) 監査対象機関名 岩手県立水沢高等学校
- (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成23年10月27日
 - イ 本監査実施日 平成23年12月14日
- (3) 監査結果の公表の日 平成24年2月3日
- (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

| 留意改善を要する事項 | 措置内容 |
|--|--|
| 特殊勤務手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが14件、85,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 | 支給すべき金額より少なく支給していた教員特殊業務手当については、平成23年11月4日に追給した。 今後は、旅費及び給与事務担当者間での情報共有を密にし、相互チェックを徹底することにより支給漏れを防ぐこととした。 |

- 2(1) 監査対象機関名 岩手県立久慈東高等学校
- (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成23年10月19日
 - イ 本監査実施日 平成23年12月20日
- (3) 監査結果の公表の日 平成24年2月3日
- (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

| 留意改善を要する事項 | 措置内容 |
|---|--|
| 工作物の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。 | 未登録だった工作物については、平成23年11月16日に財産登録を完了した。 今後は、相互チェックを徹底することにより登録漏れを防ぐこととした。 |
| 物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものが2件、550,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 | 未登録だった備品については、平成23年11月15日に備品登録を完了した。 今後は、相互チェックを徹底することにより登録漏れを防ぐこととした。 |

- 3(1) 監査対象機関名 岩手県立伊保内高等学校
- (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成23年10月13日
 - イ 本監査実施日 平成23年12月21日
- (3) 監査結果の公表の日 平成24年2月3日
- (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

| 留意改善を要する事項 | 措置内容 |
|---|--|
| <p>県営建設工事の随意契約に係る見積合せに当たり、工事名を誤って予定価格調書を作成しているものが1件あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> | <p>本件工事に係る予定価格調書への工事名の記載及び見積合せについては、担当者1名で事務処理を行ったことから工事名の誤りに気付かなかったものである。</p> <p>今後は、予定価格作成時に工事名の再確認を行うとともに複数の職員による見積合せを行うことを徹底することにより再発を防ぐこととした。</p> |